

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">輸出保証保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00003 沿革 平成15年3月14日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 <u>平成21年9月29日 一部改正</u></p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(保険金不払、保険金返還、保険契約の解除)</p> <p>第7条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは当該保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該保険契約を解除することができる。</p> <p>一 保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者若しくは連帯債務者又はこれらの者の代理人若しくは使用人の過失(重大な過失を除く。)により損失が生じたとき。</p> <p>二 保険契約者又は被保険者が故意又は過失により事実を告げなかったとき、又は真実でないことを告げたとき。</p> <p><u>三 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン(平成13年4月1日 01-制度-00061。以下「環境ガイドライン」という。)に基づき、保険契約者又は被保険者が日本貿易保険に提出したスクリーニングフォーム(環境ガイドラインで定めるスクリーニングフォームをいう。)の内容の全部又は一部が、保険契約者又は被</u></p>	<p style="text-align: center;">輸出保証保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00003 沿革 平成15年3月14日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(保険金不払、保険金返還、保険契約の解除)</p> <p>第7条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは当該保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該保険契約を解除することができる。</p> <p>一 保険契約者、被保険者若しくは保険金を受け取るべき者若しくは連帯債務者又はこれらの者の代理人若しくは使用人の過失(重大な過失を除く。)により損失が生じたとき</p> <p>二 保険契約者又は被保険者が故意又は過失により事実を告げなかったとき、又は真実でないことを告げたとき。</p> <p>三 前各号に掲げるほか、保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき</p>	

<p><u>保険者の故意又は過失により事実に反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため環境ガイドラインに定めるカテゴリ A 又は B に分類されるべき当該プロジェクトがカテゴリ C に分類されたとき</u></p> <p>四 前各号に掲げるほか、保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき</p> <p>第 8 条～第 2 9 条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成21年 1 0 月 1 日から実施する。</u></p>	<p>第 8 条～第 2 9 条 (略)</p>	
---	--------------------------	--